

仙台大学附属明成高等学校

ソーシャルメディアポリシー



熟読のうえ、卒業するまで大切にお持ち下さい。

2025年(令和7年)4月

学校法人朴沢学園 仙台大学附属明成高等学校

〒981-8570 仙台市青葉区川平二丁目26番1号

電話 022(278)6131 <https://www.hgm.ed.jp/>

仙台大学附属明成高等学校 ソーシャルメディアポリシー

1. 目的

本ポリシーの目的は、ソーシャルメディアを適切に使用するためのルールを明確にし、生徒が健全かつ安全なオンライン行動を行うことで、トラブルや被害を防止することです。また、社会の一員としての責任ある情報発信の重要性を理解し、良識を育むことを目的とします。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、インターネットを利用して個人またはグループが情報を共有・発信するためのプラットフォームを指します。例として、以下が含まれます。

- SNS (Instagram、X(旧 Twitter)、TikTok、Facebook など)
 - メッセージングアプリ (LINE、WhatsApp など)
 - 動画共有サイト (YouTube など)
 - ブログ、掲示板、その他オンラインコミュニティ
-

3. ソーシャルメディア利用上の注意事項

生徒がソーシャルメディアを利用する際には、以下の注意事項を守る必要があります。

1. **プライバシーの保護**: 個人情報や他人のプライバシーを公開しないこと。
 2. **正確な情報発信**: 誤解を招く、または虚偽の情報を投稿しないこと。
 3. **著作権の遵守**: 他者の著作物を無断で使用・共有しないこと。
 4. **節度ある利用**: 深夜に利用を控える、授業中に使用しないなど、適切な利用時間を守ること。
 5. **思いやりや品位を持つ**: 他人を傷つけたり、品位が疑われるような発言や行動をしないこと。
-

4. ソーシャルメディアの不適切使用の定義

以下の行為を「不適切使用」と定義します。

- ・誹謗中傷やいじめ行為(サイバーいじめを含む)
 - ・虚偽情報の拡散
 - ・人種差別、性差別、暴力的 または わいせつな内容の投稿
 - ・無許可での個人情報や写真の公開
 - ・学校の名誉や他生徒、教職員に対する名誉毀損行為
 - ・法律や規則に違反する投稿 脅迫(刑法第222条) 名誉毀損(刑法第230条) 侮辱(刑法第231条)
-

5. ソーシャルメディアの不適切使用による罰則

不適切使用が発覚した場合、状況に応じて以下の対応を行います。

- ・ 口頭注意・指導 : 軽度のケースに適用。
 - ・ 保護者への連絡 : 問題の再発防止を目的とする。
 - ・ 校内での反省文提出または特別指導
 - ・ 一時的な情報端末の没収 : 生徒のソーシャルメディア利用制限を実施。
 - ・ 特別指導もしくは懲戒処分 : 重大なケースに適用(例:法的違反や犯罪行為)。
-

6. ソーシャルメディア使用における生徒心得

- ・責任ある行動を取る:ネット上での発言は誰でも閲覧できることを自覚する。
 - ・相手の立場を考慮する:思いやりと尊重を持って接する。
 - ・学校のルールを遵守する:校内規則に基づいた使用を心掛ける。
 - ・何かあれば相談する:不安やトラブルを感じた場合は、信頼できる大人(保護者、教員)に相談する。
-

7. 情報端末を介した被害を受けた、受けそうになった事例

以下はよくある事例です。

- 嫌がらせ・いじめ: 悪意のあるコメントやメッセージが送られる。
- なりすまし: 自分のアカウントや名前が他人によって不正使用される。
- 写真や動画の悪用: 自分の写真が無断で拡散され、嫌がらせに使用される。
- 詐欺被害: SNS を通じた商品販売や金銭要求に応じてしまう。
- 位置情報の悪用: 投稿内容から居場所を特定され、危険な目に遭う可能性がある。

被害への対応:

1. すぐに投稿内容の証拠をスクリーンショットで記録する。
 2. 信頼できる大人に相談する(学校、保護者)。
 3. プラットフォームの通報機能を利用し、不適切な投稿やアカウントを報告する。
 4. 必要に応じて警察や専門機関に相談する。
-

8. 適応される範囲

学校運営に関わる全ての場面において、生徒、保護者、教職員、その他職員、関係業者において適応されるものとする。

以上のポリシーに基づき、ソーシャルメディアを安全に利用できるよう、学校全体で取り組むことを推奨します。

【附則】

2025年(令和7年)4月24日 定例職員会議にて審議・承認

2025年(令和7年)5月10日 PTA 総会にて概要説明

2025年(令和7年)5月15日 生徒・保護者へ周知(同意書について5月末まで提出を求める予定)